

○ 平成二十七年総務省告示第三百五十号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第四条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同号の総務大臣が定める情報を次のように定め、平成二十八年一月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が行われた券面事項入力補助情報（個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）第4の1の(2)のエに規定する券面事項入力補助情報をいう。）に係る情報とする。

附 則（令和二年総務省告示第百六十九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年総務省告示第三百二号）

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和七年デジタル庁・総務省告示第十六号）

この告示は、公布の日から施行する。